

消 第 3289 号

平成 28 年 2 月 2 日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

代表 石丸 初美 様

プルサーマルと佐賀県の 100 年を考える会

共同世話人 野中 宏樹 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県知事への質問に対する回答について

平成 27 年 10 月 9 日付けで提出のあった質問書「佐賀のことは国が決める」  
のですか？県民の命を国に丸投げせず、真摯に回答してください」について、  
別紙のとおり回答します。

## 2015年10月9日付け質問への回答

元質問【1】 県民の命を預かる知事責任について（「安全とは申し上げない」発言）

- (1) 知事は、原発の問題は命の問題であるという認識をされていますか。県民の命を守るという責任をどう感じていますか。
- (2) 国・原子力規制委員会は規制委員長自らが「安全とは申し上げない」と発言しました。そのような規制委員会の審査に通ったからといって、「県民の安全を確保できた」となぜ言えますか。

（再質問）

回答は田中委員長の「ゼロリスクはないんだ」との発言を引用されました。知事としては「県民の安全を確保できた、と言えない」ということでよろしいでしょうか。端的におこたえください。

田中委員長の「大体技術が100%安全ですといった途端に大体間違えだからそういうことは言わない」との発言も引用されましたが、原発を他の工業技術一般と一緒にしないでください。原発は、ひとたび事故を起こせば生命や地域に甚大な被害を与え、とりかえしのつかないことになるのは福島事故を見れば明らかです。100%安全でなければ絶対に認められません。国の審査を「注視する」だけでは、知事責任の放棄です。

（答）

- 前回の回答は、「県民の安全を確保できた、と言えない」と回答したものではありません。
- 前回の回答の繰り返しとなりますが、県としては、原子力発電所については、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- 一方、川内原子力発電所1、2号機の審査が終了した際、原子力規制委員会は、「九州電力川内原子力発電所については、規制委員会として、法律に基づいて、運転にあたり求めてきたレベルの安全性が確保されることを確認した」と表明されております。
- 現在、玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会において、規制基準に基づき審査が行われているところであり、県としては、玄海原子力発電所3、4号機について、原子力規制委員会が、法律に基づいて、運転にあたり求めてきたレベルの安全性が確保されることを確認されるかどうか、その審査状況を注視しているところです。

元質問【1】 県民の命を預かる知事責任について（地元同意・説明会）

- (3) 地元同意や説明会等の質問に対して、すべて「国の考えを聞いてから考える」と回答されていますが、なぜ県独自の姿勢を示さないのですか。（中略）  
知事として県民の命を守るんだという確固たる意志をお示しください。

(再質問)

- ① 今回いただいた10行の回答は、「国の意向を見てから考える」という、2月25日付質問に対する4月9日付回答の完全コピーです。県民の命にかかる重要な問題について、この半年以上、あきれほどに何も考えず、行動もしていないということです。知事は、県民の命を守るんだという確固たる意志は示せない、と理解しますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

(答)

- 我が国のエネルギー政策は、国が責任を持って決めていくべきことであり、この原子力の問題についても、国の責任というものをしっかり果たしていただくということがとても大事だと考えています。
- 玄海原子力発電所3、4号機については、現在行われている規制基準に対する適合性審査がいつ終了するのか見通せない状況であり、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲や住民への説明をどのようにするかも含め、各地域と相談しながら、具体的な対応を考えていくとされていますので、県としては、国から相談があったときに、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。
- いずれにしても、今年4月17日に皆様と面会したときにお答えしたとおり、県民の安全を守ることが佐賀県知事である私に課された使命だと考えています。

- ② 回答で「再稼働判断については、一義的に国・事業者に責任」があるとされました。9月16日の県議会においても「九電に説明責任がある」と答弁されました。説明責任を果たさせるために、具体的には何をしますか。九州電力に対して、住民説明会を主催させるよう働きかけないのですか。

(答)

- 原子力発電所の再稼働の判断については、一義的に国・事業者の責任で行われるべきものだと考えています。
- 県としては、電力事業者が、住民の皆様方にしっかりと説明をし、御理解を得ていくことは大切であり、やり方はいろいろあると思いますが、事業者としての説明責任はあると考えています。
- 今後とも、事業者としての説明責任をしっかりと果たしていただきたいと考えています。
- いずれにしても、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解活動の方法や事業者の関わり方も含め、各地域と相談しながら、具体的な対応を考えていくとされていますので、県としては、国から相談があったときに、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。

③ 策定を義務付けられた避難計画は、受け入れも通じて県内全 20 市町が関わっています。また、30 キロ圏外の地域であっても放射能に汚染される可能性があります。再稼働にあたっては、国の考えはともかく、県の考えとしては県内全市町が地元であるという認識はしていないのですか。

(答)

- 原子力の問題については、国の責任というものをしっかりと果たしていただくということがとても大事だと思っており、理解を得ていく地元の範囲など、審査後の進め方については、国が決めるべきだと考えています。
- 国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲も含め、各地域と相談しながら、具体的な対応を考えていくとされていますので、県としては、国から相談があったときに、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。

④ 伊万里市が立地自治体並みの安全協定の締結を求めるのは当然のことです。県民を守る立場として、九州電力に対して働きかける意志はあるのですか。

(答)

- 九州電力との安全協定については、各自治体がそれぞれの考えの下で締結されるものと理解しています。
- 県としては、伊万里市と九州電力が、お互いの考えの下に協議を続けられている中で、当事者を差し置いてこれが必要、不要ということを県が言うべきではないと考えており、当事者同士がしっかりと協議をして決められることだと考えています。
- もちろん、伊万里市が九州電力と協議を進める中で、県に求めがあれば、必要に応じて助言を行うなど、県としてできることがあれば、対応を行っているところです。

元質問【1】 県民の命を預かる知事の責任について（事故時の責任）

- (4) 私達は原発を動かさないでくださいと言い続けてきました。原発事故が起きて、被曝を強いられた時に、知事は私達に対して具体的にどのような責任をとるつもりでしょうか。

(再質問)

回答は「国や事業者の取組を注視しながら、計画をつくって、対策をとる」という行政として当たり前の事務を書いているだけです。

その業務さえも「実際の災害時には計画どおりに行くとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、臨機応変の対応が重要」としています。30 キロ圏外の避難計画はつくらず、複合災害を考慮せず、「放射能被害が及ぶのは“30 キロ・全方位”でなく、“15 キロ・8 分の 1 方位”などという過小想定で避難者数を最小にしか見積もっていないなど、防災の基本である最悪の想定を踏まえた計画をつくらず、「臨機応変」というのは、その場しのぎで、あまりにも無責任です。

原発稼働に同意した知事にも、被ばくした県民に対する責任があります。万が一事故が起きた時の法的、政治・行政的、道義的な責任をどのようにとるのか具体的に教えてください。ただし、事故が起きてから謝罪されても、何の責任もとったことにはなりません。

(答)

- 前回のご回答のとおり、県としては、国や事業者の安全性向上のための不断の取組を注視するとともに、国や事業者の取組を厳しく求めていくことが必要と考えています。
- また、原子力災害対策について、県地域防災計画などの基本となる計画に沿って実際の災害状況に応じた対策をとるとともに、計画を絶対視せず臨機応変に対応すること、計画を不断に見直すことなどの取組が必要と考えています。
- これらのことが、事故が起きるかどうかに関わらず、県としての責務であると考えています。
- なお、「実際の災害時には計画どおりに行くとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、臨機応変の対応が重要と考えています。」とお答えしているのは、よりよい計画となるよう不断に見直すこととしている一方で、計画を絶対視することなく、状況に応じた適切な対応を臨機応変にとることが重要との考えをお示ししたものです。
- また、単に臨機応変に対応しているわけではなく、30キロ圏外で避難が必要となった場合や、自然災害等により避難先施設が使用できない場合には、県において避難先を確保することとするなど、考えられる状況について地域防災計画などにおいて対応を検討し、考え方をお示ししてきているところです。

【参考：前回回答】

- 原子力発電所については、安全性が確認されることが大前提であり、そのため、まずは一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- また、国や事業者においては安全性向上のための不断の取組が必要だと考えており、県としてはそうした取組を注視するとともに、国や事業者の取組を厳しく求めていきたいと考えています。
- 原子力災害対策については、これまでも、福島第一原発における事故の教訓を踏まえ、国際的知見も参考に策定されている国の原子力災害対策指針に基づき、県地域防災計画のほか、関係市町の避難計画など、原子力災害対応の基本となる計画を策定してきたところです。
- 万が一、原子力災害が発生した場合、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた万全の対策をとることとしています。
- ただ、実際の災害時には計画どおりに行くとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、臨機応変の対応が重要と考えています。
- 災害対策はこれで終わりということではなく、より良い地域防災計画や避難計画とな

るよう不断に見直していきます。

- また、最後に計画を運用するのは人であり、効果的な訓練によって、より実践的な体制を作り上げていきます。

## 元質問【2】原子力災害対策指針改訂版について（プルーム対策削除）

原子力規制委員会は、4月22日、原子力災害対策指針を改定しました。改定版は、30キロ圏外のプルーム対策を実施する地域（PPA）の概念を削除する等、大きな問題があり、これでは住民の安全を守ることはできません。

- (1) 改定版では、PPAの概念自体を削除しました。（中略）昨年12月26日付の知事回答で「30キロ圏外においても、国の指針を踏まえ…30キロ圏内と同様に避難等の防護措置を実施する」とされたことと反しませんか。PPAの予防的措置なしでは県民の安全は守れないではありませんか。

（再質問）

回答は「UPZ外においては…UPZにおける対応と同様」という国の考え方を引用し、「平成26年12月26日付回答と同じ考え方」としていますが、PPAという概念そのものを削除して、「UPZ外」という一般的な言い方で置き換えることは、避難計画を、より緩い内容のものに改悪するということです。

また、「どのような事象が起こるのか、予め限定することは合理的ではありません」と回答していますが、限定できないからこそ、最悪に備えて、全市町全地域に、放射性雲が飛散してくる可能性があることを周知し、その対策を具体的に計画として作成しておくことこそ、理にかなっています。30キロ圏外の避難計画をつくるのが大変なので、放棄したという理解をしてよろしいですか。

（答）

- 国の原子力災害対策指針における「UPZ外においては、放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。」との記述は、4月22日の改定以前から記載されていたものであり、必要とされる対策の内容は変わっていません。
- また、PPAという概念については、4月22日の改定以前の指針では「PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。」とされ、検討するとされていたものが、検討の結果、改定後の指針において「原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。」との考え方が示されたものです。
- こうしたことから、「より緩い内容のものに改悪」するような内容にはなっていないと考えています。
- また、地域防災計画において、30キロ圏外の地域についても、災害の状況について情報共有を行うこと、避難が必要となった場合には県において避難先を確保するという事など、災害時の対応についてお示ししています。

元質問【2】原子力災害対策指針改訂版について（安定ヨウ素剤）

(2) 規制委の資料では30km圏外では「安定ヨウ素剤の準備は不要」とまで書いています。知事は「国の指針の中では、30キロ圏外でも安定ヨウ素剤の服用などの防護措置が必要となる場合があるとされている」と回答されていますが、なぜ不要になったのですか。そもそも、短時間で服用しなければ効果のないヨウ素剤を、放射能放出のどの時点でどのような指示・判断で服用させることとしていますか。

(3) 30km圏外では、妊婦・乳幼児・子ども達への特別な防護措置も示されていません。特別な措置が必要ではないですか。

(再質問)

回答では、UPZ外において「ブルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない」とされていますが、間に合わないからこそ、30キロ圏内外の全県民に事前配布する必要があります。あわせて、SPEEDIによる予測は効果的に服用する上で極めて有効です。

① 現在、安定ヨウ素剤の事前戸別配布は5キロ圏内だけとなっていますが、なぜ5キロ圏外の全県民に対して配布しないのですか。

副作用や誤用の心配もされていますが、どこに避難するのかという基本的な事柄を県民一人ひとりに周知する中で、ヨウ素剤についても丁寧に説明していけば事前戸別配布は効果的な防護措置になるのではないですか。

(答)

○ 安定ヨウ素剤については、福島第一原発での事故の教訓等を踏まえ、事故後に策定された原子力災害対策指針において、原発から5キロメートル圏内については、原子力災害時には、予防的に早い段階で住民の一斉避難とあわせて安定ヨウ素剤の服用をすることとなっているため、説明会の実施や医師の診断をしたうえで、事前配布することとなったものです。

○ 安定ヨウ素剤は、通常は、医師の診断のもと、治療等に必要な方にのみ使われる医療用の薬品であり、また、

- ・ 原子力災害という非常に限定された事態においてのみ使用するもの
- ・ 原子力災害時に放出される放射性ヨウ素以外の他の放射性核種には効果がない
- ・ 放射性ヨウ素による外部被ばく、内部被ばくが考えられるが、その中でも、放射性ヨウ素を吸引等により体内に取り込んだ場合における甲状腺の内部被ばくの防止にのみ効果があるもの

という非常に限定された条件下でのみ使用されることを考えると、平常時には、公的機関で管理し、原子力災害時の真に必要な場面で、住民に配布し、服用してもらうことが望ましいと考えています。

○ そのため、県としては、5キロ圏内を除いては、事前配布を行うのではなく、原子力災害発生時に確実に配布できるような体制を充実させ、また、安全に服用していただけるよう、周知、啓発を進めていく必要があると考えています。

② 大人よりも大きな影響を受ける乳幼児に対しては特別な配慮が必要で、3歳未満には粉末をシロップにしてただちに服用させなければなりません。玄海町と伊万里市では粉末が町役場、市役所にしか配備されていません。唐津市では3歳未満への配布について細部は決まっていないと聞きました。それぞれの市町について3歳未満の乳幼児のいる家庭、幼稚園・保育園等について、どのように配布するのですか、例をあげて、具体的に教えてください。

いずれのケースも、放射能の到達前に服用させることは可能でしょうか。

(答)

- 原発から5キロ圏内では、全面緊急事態に至った段階で、一般住民に対して避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示が出されますが、安定ヨウ素剤の丸薬が飲めない3歳未満の乳幼児及びその保護者等については、その前段階の安定ヨウ素を服用する必要のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するよう指示が出されます。
- また、5キロから30キロ圏内においては、全面緊急事態に至った場合は、放射性物質に対する被ばくからの防護措置として屋内退避を行うこととなります。
- そのうえで、放射性物質の放出があった場合には、各地域での空間放射線量率を測定したうえで、基準を上回る場合には、地域を特定して避難や一時移転の指示が出されます。
- 安定ヨウ素剤の服用指示は、この避難指示や一時移転とあわせて、原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案したうえで、判断が行われます。
- そのため、5キロから30キロ圏内の住民に対する安定ヨウ素剤の配布は、避難や一時移転の指示が出された地域を対象に行われます。
- この際には、各家庭、幼稚園、保育園等に個別に配布するのではなく、各地区の集合場所や避難所にて配布が行われます。
- なお、3歳未満の乳幼児については、必要な服用量が微量であるため、市役所、町役場等で一定量をまとめて調剤し、安定ヨウ素剤の丸薬と一緒に集合場所や避難所等で配布を行います。

③ 服用が必要となる場合があれば、「国の指示に基づき」配布・服用と回答されましたが、県あるいは市町の独自判断で配布・指示ができると、県の防災計画にも記載されています。

福島では国からの指示が届かなかったり、県知事が指示を出さなかったりして、住民が服用できなかった事例が多くあります。いち早く服用する判断を下すために、住民に一番近い市町の独自の判断で服用させることができると、周知徹底すべきではないですか。

(答)

- 安定ヨウ素剤の服用判断については、原則としては、原子炉内の状況等を踏まえ、規制委員会が専門的見地から判断を行い、国の災害対策本部が指示しますが、連絡手段の断絶等により、国や県の原子力災害対策本部からの指示を受けることができない

不測の事態の場合等には、市町が服用の判断をすることが可能です。

- この点については、ご質問にもあるとおり、県の地域防災計画にはすでに記載しているところですが、今後、各市町の地域防災計画へも同様に記載等を行っていただくことについて、市町と協議していきたいと思えます。

#### 元質問【2】原子力災害対策指針改訂版について（SPEEDI）

- (5) SPEEDI 等の予測的手法は使わず、実測モニタリングで避難等を指示するとなっています。これでは、被曝しながらの避難となってしまいます。実測モニタリングで十分だと考えますか。SPEEDI 等も活用すべきではないですか。

#### （再質問）

- ① 原子力防災は被ばくを避けるのが基本ですが、実測値を基準とするということは、被ばくを前提としています。知事は「被ばくを前提とした避難計画」ということを認めるということですか。

#### （答）

- 前回のご回答の繰り返しになりますが、福島事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、現在の原子力災害対策指針では、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として、原子力発電所の状況やモニタリングによる実測の放射線量を基準として避難等の防護措置を判断することとし、SPEEDI を防護措置の判断には使用しないこととされています。
- 被ばくを前提にした計画と認めるか、とのご質問ですが、被ばくを前提とするかしないか、ではなく、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方、とされています。
- なお、これも前回のご回答の繰り返しになりますが、SPEEDI を防護措置の判断に使用しないこととした理由について、国においては、SPEEDI による計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねない、との考え方を示されています。

#### 【参考：前回回答】

- 以前のご質問に対する平成26年12月26日付けの回答のとおり、原子力規制委員会は平成26年10月8日の委員会で、「原子力災害対策指針がその方針として示しているように、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDI による計算結果は使用しない」という方針を示しましたが、この理由は、「福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の（放射性物質の）放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDI による計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるもの」とされています。
- 福島事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、現在の原子力災害対策指針では、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として、SPEEDI によ

る放射線量の予測ではなく、原子力発電所の状況やモニタリングによる実測の放射線量を基準として避難等の防護措置を判断することとしていますので、これに基づきSPEEDIを防護措置の判断には使用しないこととされています。

② 全国知事会は7月29日、国への提案・要望の中で「SPEEDI等の放射性物質の大気中拡散予測に関する情報を活用し、住民の被ばくを避けるための具体的活用方法を明示すること」を求めました。山口知事は知事会の場でSPEEDIの活用について、反対意見を表明したのですか。どのような態度をとられたのでしょうか。知事会の考え方は誤りということでしょうか。

(答)

- ①へのご回答のとおり、万が一の原子力災害時への対応としては、国において「緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない」との方針を示されており、これに基づいて対応することになります。
- 全国知事会の要望活動においては、平常時に災害対策を充実させるといったことも含めて、SPEEDIなどの予測的手法を活用する仕組みの構築などを求めています。
- 予測的手法を活用するかしないか、ということに限らず、地域防災計画の充実のため有効な方法があれば活用したいと考えており、知事会の要望内容もその一つと考えていますので、特に知事会の考え方が誤りとは認識していません。
- なお、国においても、地域防災計画の具体化・充実化のため、適切に拡散計算が利用されるよう、専門的・技術的支援を行う方向で検討されており、今後具体化されていく予定と聞いていますので、検討を注視していきます。

元質問【3】避難計画に関する知事回答への再質問 (1) 危険区域にある避難所  
(2月25日付質問要旨)

改正災害対策基本法が2014年4月に施行されたことに伴い、原子力災害対策特別措置法においても「危険区域に避難施設(避難所と緊急避難場所)を設定してはならない」とされました。

佐賀県内では受入先17市町中8市町で76か所(全避難所538か所のうち14%)が土砂災害等の危険区域でした。これでは改正災害対策基本法等の要件を満たさず、避難住民の安全を守ることはできません。

また、避難元である玄海町、唐津市、伊万里市の3市町の一時集合場所についても調べたところ、唐津市では174か所ある集合場所のうち66か所が危険区域にありました(38%)。

これら危険区域にある避難施設について、安全確保のために見直すべきではないでしょうか。

(再質問)

回答は「見直しが必要とは考えていません」「(複合災害時で)避難先施設が使用で

きなくなった場合、その時点で調整し、別の避難先を確保します」とされました。

福島のように複合災害の中で原発事故が起きる可能性が非常に高いにもかかわらず、県は、土砂災害等の危険性に対する事実に基づいた指摘を無視して見直しさえも行わないということですが、そういう甘い想定しかしないことを、「安全神話」というのではないのでしょうか。

(答)

- これまでのご質問へのご回答の繰り返しとなりますが、ご指摘の災害対策基本法改正等について、考え方は以下のとおりです。
- ・ 災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法などの規定では、原子力災害時に備えた指定避難所については、想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあることが求められています。
  - ・ 「原子力災害による影響が比較的少ない場所」については、原子力災害によって万が一放射性物質が放出された場合、その影響が比較的少ない場所のことであると考えられますが、現在の避難計画で定めている避難先は、原子力災害対策重点区域の外側にあり、法令に即したものとなっています。このことは、内閣府にも確認しています。
  - ・ なお、原子力災害の発生と同時に、避難先施設が使用できなくなるような自然災害が発生した場合は、当該施設以外の避難先を確保します。
- 「福島のように複合災害の中で原発事故が起きる可能性が非常に高い」とのご意見で考えておられる複合災害がどのようなものなのかは明確ではありませんが、ご指摘があったように、原子力災害の発生と同時に土砂災害等が発生し、避難先施設が使用できなくなるという場合のことも考え、そのような場合には当該施設以外の避難先を確保する、という対応の考え方をお示ししているものです。

元質問【3】避難計画に関する知事回答への再質問 (2) スクリーニング訓練 (最悪の想定)

- ① スクリーニング訓練に参加する避難車両は 21 台だけでしたが、それでも順番待ちの行列ができました。最悪の想定では、何台何人がここに来て、すべての作業が終わるのにどのくらいの時間がかかりますか。

(再質問)

同じことを 3 度(2 月 25 日付質問、5 月 22 日付質問でも具体的回答なし)も聞かせないでください。「最悪の想定で何台何人来て、時間はどれくらいかかるか」について、お答えください。

(答)

- 繰り返しになりますが、原子力災害は想定外の事象が起こった場合に発生するものであり、最悪の想定について、具体的な想定ができるものではないと考えます。
- 県としては、万が一の原子力災害時に備え、できるだけ効率的に検査ができるよう、新たに国が示したマニュアルなども踏まえ、随時、検査体制を見直していきます。

元質問【3】避難計画に関する知事回答への再質問 (2) スクリーニング訓練 (基準値)

- ③ 除染が必要とされる基準値がβ線で40000cpmとのことですが、これは120Bq/cm<sup>2</sup>に相当しますが、これは法令で定められている「放射線管理区域からの物の持ち出し基準」4Bq/cm<sup>2</sup>の30倍にもなります。たとえば29倍の値を示しても、「汚染なし」と判断されて、除染もせずに通過させることになります。放射能汚染を拡大することになりませんか。

(再質問)

回答は、スクリーニング基準と持ち出し基準は「基本的な性質が異なる」とされています。

原子力安全員会被ばく医療分科会資料「スクリーニングに関する提言(案)」(2012年2月14日)には、「40Bq/c m<sup>3</sup>は放射性ヨウ素による小児の甲状腺等価線量100mSvに相当する被ばくをもたらすと想定される体表面汚染密度に換算したもの」「使用されたGM管式表面汚染サーベイメータで13,000cpmはこれに相当する」と書かれています。つまり、約40000cpmは120Bq/c m<sup>3</sup>に相当すると国が言っています。

ともに公衆への被曝を防ぐためのものであり、意味するところは同じだと思いますが、「基本的な性質が異なる」とはどういうことでしょうか。

(答)

- 放射性管理区域からの持ち出し基準は、平常時に放射性物質を管理するものに対して、厳格な管理を求める趣旨から、通常では区域外には存在しない放射性物質の持ち出しを前提に、非常に厳しい値に設定されています。
- 一方、避難退城時検査の基準となるOIL4の基準は、原子力災害時に、放射性物質が放出され、制御できない状況下において、避難が必要な住民の迅速な避難も考慮したうえで、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するために、実効的なレベルで除染を講じるための基準です。
- その設定に当たっては、福島第一原発での事故の際の状況や対応に係る教訓を踏まえ、実効的な防護措置の実施するための判断基準として設定されたものです。
- 原子力規制庁は、「原子力災害対策指針(改訂原案)に対する意見募集の結果について(平成25年2月27日、原子力規制庁)」の中で、OIL4について、以下のように説明しています。
  - ・ 今回のOIL4の設定に当たっては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の際の状況や対応に係る教訓を踏まえ、実効的な防護措置を実施する判断基準として適切なものとなるよう検討を行っています。
  - ・ OIL4については、今般の事故で行われたスクリーニングと、その結果を受けた除染等の措置の状況等を踏まえて、スクリーニング及び除染を行う人員や設備の制約も考慮して実効的なものとなるよう定めています。具体的には、実際に運用された10万cpmという基準によって、除染が必要とされた対象者が限定的であったことを踏まえ、より低い基準とすることが適切と考えているものです。また、本指針のOIL4の水準は、国際基準文書であるIAEAのGSG-2に定められたものと比較すると、その1/2となっており除染等を要する対象を判断する基準と

して高すぎるものではないと考えています。

- ・ スクリーニングは、事故の発生した施設から遠い避難先等で行うことから、バックグラウンドの放射線量は低いものと考えられますが、靴や衣服に付着した放射性物質が周辺に一部存在する等の可能性もあり、一定程度のバックグラウンドの上昇も勘案した設定が適切であると考えています。
- ・ なお、本指針では、短半減期の放射性物質の寄与の減少等を考慮し、1カ月後にはOIL4の値を引き下げることとしています。

- こうしたことから、前回の回答では、放射線管理区域からの持ち出し基準と、原子力災害時のスクリーニング基準は、「基本的な性質が異なる」と回答したところです。

**元質問【3】避難計画に関する知事回答への再質問 (2) スクリーニング訓練（汚染廃棄物処理）**

- ④ 「除染の際に出る放射能汚染廃棄物の処理はどうするのか」との質問に県は「事業者九州電力の責任で処理してもらおう」と回答されましたが、「具体的にどう処理するのか」と尋ねても「九州電力が検討中」とだけでした。いつまでに検討するのですか。事故が起きてからですか。

(再質問)

「いつまでに検討するのか」を回答いただいていません。質問に教えてください。  
原発の汚染廃棄物はただのゴミではありません。放射能のゴミです。健康に被害を及ぼす危険性があります。再稼働の前にどこにどのように処理するか九州電力に明らかにさせないのですか。

(答)

- 繰り返しになりますが、万が一原子力災害が発生し、除染の際に出る放射能汚染廃棄物の処理については、その場合の原因者である九州電力が責任をもって処理をするものであり、川内原発の原子力防災対策に関するワーキンググループが開かれた際に、九州電力の経営者も出席の場で、そのことが確認されています。
- その処分方法等については、再稼働の如何にかかわらず、九州電力のその他の放射性廃棄物と同様に適切に処理をすることが原則であり、九州電力において検討されるべきものです。

**元質問【3】避難計画に関する知事回答への再質問 (2) スクリーニング訓練（検査対象）**

- ⑦ 検査対象を「避難等の指示を受けた住民」として、「その他の住民を区別」しています。区別が困難な場合のみ「その他の住民」も「避難指示を受けた住民」としてみなして対象とするとしています。また、「放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民は含みません」としています。

以下の方はスクリーニングを受けさせないということですか。

- ・ 30 キロ圏内で、「避難指示」対象地域外の住民で自主避難した方
- ・ 30 キロ圏内で、実測値で放射線量率 499  $\mu$ Sv/h 以下が計測されて、1 日待たずに避難した方
- ・ 5 キロ圏内の住民

この住民らが、放射能による健康被害を受けないと言えますか。

(再質問)

避難指示を受けずに避難した人も被ばくしているおそれがあります。国策で進めた原発だからこそ、「区別することが困難な場合」のみでなくて、30 キロ圏内はもちろんのこと、30 キロ圏外の方も含めて避難者すべてに対して差別なくスクリーニングをするのは行政の義務ではないですか。

(答)

- 原子力災害時には、放射性物質放出後であっても、自己判断による放射性プルーム通過時の無用な汚染や被ばく等を防ぐために、まずは屋内退避をして、その後、空間放射線量の状況に応じて判断される避難指示に従って避難することが重要です。
- 避難退城時検査は、避難者ができるだけ早く避難できるように、放射性物質放出後に避難指示を受け避難される住民を対象として、できるだけ迅速に実施していく必要があります。
- 30 キロ圏内外を問わず、空間放射線量が避難や一時移転の基準値を超えた地域の住民については、避難指示が出され、その避難住民を対象とした避難退城時検査が実施されます。
- なお、避難住民への健康調査については、避難途上で行われる避難退城時検査とは別に避難後に実施することとしています。

元質問【3】避難計画に関する知事回答への再質問 (2) スクリーニング訓練 (検証結果)

⑧ 今回のスクリーニング訓練の検証結果を教えてください。

(再質問)

回答は課題として「1 台あたり 2 分という基準に対して概ねその範囲内で実施することができましたが、1 ラインのみの設定であったため、それに応じた車両台数分の待ち時間が生じたことしか触れていません。

私達はスクリーニング訓練を見学しましたが、そもそも最悪の台数想定もなし、車両の除染訓練もなし、除染後の放射性物質の処理方法も決めていないなど、想定していないことばかりの訓練でした。全住民・全車両を対象に、実際に即したスクリーニング・除染訓練をなぜ行わないのですか。「時間や人員の制限がある」と回答されていますが、制限しているのは県ではないですか。

(答)

- 繰り返しになりますが、訓練については、市町と協議のうえ、住民や多くの関係機関との協力のもと、十分調整を行ったうえで実施しており、時間や人員の制約があるため、全住民、全車両を対象にするのではなく、市町において調整された特定の地区

の住民を対象に避難退域時検査を実施しています。

- 訓練の中では、限られた時間のなかでできるだけ訓練効果を上げるため、避難先の避難所において、市町独自にプログラムを企画・実施するなど、避難退域時検査以外にも取り組みがなされており、そうした点にも考慮したうえで、関係機関などと全体の訓練時間や内容を調整しているところです。
- 今後もできるだけ多くの方に参加いただけるよう検討していきます。

### 元質問【3】避難計画に関する知事回答への再質問 (3) 避難計画全体にかかわる認識について

- ② 知事の言われる「福島における原子力災害の教訓」とは何でしょうか。

(再質問)

回答では「福島における原子力災害の教訓」について、原子力安全委員会の見解、「過酷事故は起こりえない、として、備えが十分でなかった点」「予測システムに基づく防護措置の考え方が国際社会と大きく異なっていたのに、見直しが不十分であったこと」の2点を示されました。

- ① そもそも、福島原発の過酷事故は今なお収束しておらず、原因究明もされていない中で、過酷事故対策など立てようがありませんが、もし、教訓を導くとすれば、「原発はひとたび事故を起こしたら取り返しのつかないことになるから、100%安全でなければならない」ということではないでしょうか。
- ③ 原発は、もし事故が起きたら、海、山、川、水を汚し、命を傷つけます。誰も責任がとれないのです。「100%の安全の確保」と「被ばくさせないこと」、これらが絶対に守られるべきであり、それが無理なら原発を動かすことを、ただちにやめるべきだということが、最大の教訓ではないでしょうか。

(答)

- 前回の回答の繰り返しになりますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故については、旧原子力安全委員会や原子力規制委員会などにおける原子力災害対策の見直し検討や、国会、政府、民間の事故調査委員会による報告書を含む様々な場面で、問題点の指摘や見直しに関する多くの提言がされてきています。ご指摘の2点は一例としてお示したもので、これだけではなく、これらの一つ一つが、福島における原子力災害の教訓であると考えています。
- こうした東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、原子力規制委員会がより厳しい規制基準を新たに定めたところですが、その基準に適合することによって確認される安全性について、原子力規制委員会は、「法律に基づいて運転に当たり求めてきたレベルの安全性」としています。
- 県としては、原子力発電の安全に絶対ということではなく、不断に安全性向上の取組が行われていくことが必要と考えており、国や事業者に対して、そうした取組を厳しく求め続けていきます。

② 予測システムをやめて、実測値で防護措置をとる、つまり「被ばくを前提とする避難計画をつくれ」ということのようなのですが、福島では避難が遅れたことによって、多くの住民が無用な被曝を強いられ、命を傷つけられました。絶対に被ばくさせない避難計画をつくるべきなのです。被ばくを前提とする避難計画をつくることの、どこが「教訓」なのですか。

(答)

- 上のご質問（元質問【2】（5）に対する再質問）でもお答えしたとおり、現在の原子力災害対策指針では、福島の事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、被ばくを前提とするかしないか、ではなく、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方を示されています。
- 「福島では避難が遅れた」とのご指摘がどの事例のことを指すのかは明確ではありませんが、例えば上のご質問にあったSPEEDIの使用についても、福島の事故の状況を踏まえ、SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねない、との考え方をまとめられています。

### 【新たな質問】

#### (1) 孤立集落について

5月25日、毎日新聞は全国の原発30キロ圏内で、複合災害時に孤立する集落が2318集落あると報じました。佐賀県に内閣府のデータ開示を要請しましたが、1か月経っても渡してもらえず、東京の仲間から入手しました。玄海原発周辺について検証したところ、佐賀県の30キロ圏内には29集落あり、すべて唐津市内にあることが分かりました。唐津市旧七山村地域は全16集落に孤立のおそれがありました。

県内の30キロ圏外で孤立するおそれのある集落は158集落ありますが、この中に原発事故時の避難受入施設のある集落があります。有田町では伊万里市からの避難先となっている避難所のうち7つが孤立する集落でした。

7月、七山支所を訪ねたところ、職員はこの話自体を知りませんでした。「必ず2方向に道があるから、1本道で孤立するような所はないと思う」と話されていましたが、国の調査では、孤立可能性の判断条件として「集落へのすべてのアクセス道路の一部区間が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所又は山地災害危険地区に隣接している」こととしています。

近年、大規模な自然災害が続いています。原発事故は複合災害で起きる可能性が非常に高いのです。

① 原発30キロ圏の集落と、原発事故時の避難先となっている集落で、複合災害時に孤立する可能性のある集落は県内のどこにいくつありますか。

(答)

- 複合災害時とのご指摘がどういう状況で、その場合にどのような集落が孤立するというご指摘であるかは明確ではありませんが、平成26年10月22日に内閣府が調査結果を公表した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査（第2回）」に対し、孤立の可能性のある地区について市

町が回答されています。

- UPZ圏内の玄海町、唐津市、伊万里市においては、唐津市の七山で16地区、厳木町で4地区、呼子町で1地区、離島で8地区が該当するとされています。
- また、UPZ圏外の17市町においては、佐賀市で68地区、多久市で19地区、武雄市で2地区、鹿島市で10地区、小城市で13地区、嬉野市で2地区、神崎市で24地区、吉野ヶ里町で4地区、基山町で5地区、みやき町で1地区、有田町で8地区、大町町で2地区が該当するとされています。

② 5月に報道があった後、該当する市町や地域の担当者や住民と、いづどんな形で知らせたり協議したりしましたか。

(答)

- ①でお答えした内容は、元々市町において内閣府の調査に対する回答としてまとめられたものですので、県からお知らせするという事はしていません。
- 原子力災害時に避難が必要となった地区が、土砂災害で道路が使用できなくなるなどして孤立した場合は、まずは屋内退避していただいたうえ、道路の啓開やヘリによる搬送などにより、避難できるよう対策を実施することとなります。
- また、避難先施設が自然災害など何らかの理由で使用できなくなった場合の対応として、別の避難先施設を確保することとしていますが、これらの考え方については市町とも共有しています。

(2) バス運転手らの被ばく限度“1ミリシーベルト”引き上げについて

車両がない住民が避難する際に使われるバスの運転について、民間のバス運転手ではなく、自衛隊に協力を求めるという県の方針が9月30日の佐賀県議会で明らかになりました。

実測値で高線量の放射能が観測された場所へ救出に向かうわけですから、民間人の年間被ばく限度の1ミリシーベルトを超えさせないようにするのは、非常に困難なことでした。

① 自衛隊員の被ばくが心配です。自衛隊などは100ミリという高い基準になっているということですが、救出任務の際にどのような防護措置がとられるのですか。

(答)

- 原子力災害時の防災業務関係者の安全確保については、防災基本計画において、国や地方公共団体が防災資機材をあらかじめ整備すること、防災業務関係者に対し必要な研修、教育訓練を行うことなどが定められており、具体的には、自衛隊において被ばく防護措置をとられることとなっています。
- なお、内閣府が開催した「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」において、10月26日に開催された第4回検討会の資料によりますと、福島第一原子力発電所の事故に伴うオフサイトでの活動に当たって自衛隊において指示があった防護措置は、

- ・ タイベックスーツ等の放射線防護服、全面マスク、ガラスバッジを着用、サーベイメータを持参し、一部高線量被ばくが疑われた者については、作業後のホールボディカウンタによる内部被ばくの測定を実施
  - ・ 累積被ばく上限を50ミリシーベルトとし、30ミリシーベルトを超える恐れのある場合は帰還することとした
- とされ、活動の結果として、
- ・ 今回分析対象とした方々のうち、自衛隊員の約6割は、当該期間の累積被ばく線量が1ミリシーベルト未満。2ミリシーベルト未満は約8割
  - ・ また、1ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満の者は約3割強、5ミリシーベルト以上の者は約5%
  - ・ オフサイト作業員について平成23年末までの最大累積被ばく線量は10.8ミリシーベルト
- と分析されています。

② 玄海原発30キロ圏内は佐賀県民19万人が住んでいます。自動車保有台数等から割り出して、1割がバスを必要としていると想定した場合、約2万人となります。一方で、県内には650台のバスがあると聞きましたが、バスは県内一円で営業運転をしているでしょうから、すぐに避難に利用できるわけではありません。

県の過小想定である「15キロ、8分の1方位」ではなく、30キロ圏・全方位の全員が避難すると想定した場合、避難車両はそもそも足りるのでしょうか。具体的な試算をお示しください。

(答)

- 原子力災害時の避難の考え方は、
  - ・ 原子力発電所に近接しているPAZ（5キロ圏）にお住まいの方が、予防的に避難する
  - ・ UPZ（5～30キロ圏）にお住まいの方は、まず放射線防護措置として屋内退避をしていただき、放射線量の測定結果を踏まえ、避難が必要な地域を特定して、その地域の方のみ避難する
 というものであり、30キロ圏・全方位の全員が避難するという考え方ではありません。
- 災害時に何台が必要となるかについては、実際の災害の状況により異なりますが、上記のように、避難が必要となるのは特定の地域であり、また、UPZにおいては避難が必要な場合も1週間などの一定の期間内に避難を実施することになりますので、この間に必要な車両を確保します。
- バスの確保にあたっては、まずは県内のバスで対応するとともに、不足する場合は県外のバスや国の機関の支援を受けて確保します。

③ バス事業者から自衛隊にはどこでどのようにバスを引き継ぐのですか。

(答)

- バス事業者から車両をお借りする場合、運転者があらかじめ定める待機場所やバス事業者の事業所へ車両を受け取りに向かい、そこから運転を行うこととなると考えています。
- このことを含め、バス事業者の協力については、バス事業者と調整を行っているところです。

④ 自衛隊は原発複合災害においては、原発サイト自体の事故収束任務や、地震・津波・豪雨災害等の救助・復旧任務等もあると思いますが、避難用バスの運転に何人の動員を確保したのですか。

(答)

- 具体的に何人を運転者として確保している、という話ではありませんが、原子力災害時の対応は国が前面に立ち、県や市町からの要請に応じ、必要な支援を行います。
- 原子力災害時の避難の考え方は、
  - ・ 原子力発電所に近接しているPAZ（5km圏）にお住まいの方が、予防的に避難する
  - ・ UPZ（5～30km圏）にお住まいの方は、まず放射線防護措置として屋内退避をしていただき、放射線量の測定結果を踏まえ、避難が必要な地域を特定して、その地域の方のみ避難するというものであり、UPZについては避難が必要な場合も1週間などの一定の期間内に避難を実施することになりますので、この間に必要な支援要員を確保することとなります。

⑤ 30キロ圏内の住民を安全に避難させることさえも、いまだ具体的には決まっていないことが多い現状では、実効性ある避難計画とは言えないのではないですか。

(答)

- これまでもお答えしているとおり、佐賀県では、県地域防災計画のほか、関係市町や医療機関、福祉施設の避難計画など、基本となる計画は策定されており、原子力災害が発生した場合には、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた万全の対策をとっていきます。
- 災害対策には「これで終わり」ということはなく、今後も、より良い地域防災計画や避難計画となるよう不断に見直しを進めていきます。
- 一方、実際の災害時には計画どおりに行くとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、臨機応変の対応をしていくことが重要であると考えています。

⑥ 政府は、原発事故時に住民の避難誘導などに従事するバス運転手や自治体職員らの被ばく線量の上限を現行の年1ミリシーベルトから引き上げる方針を決め、7月6日から検討会合を開始しました。

運転手や職員の命を守るために、引き上げてはなりません。知事は引き上げに反対しますか。

(答)

○ 国においては、「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」を7月から開催し、

- ・ オフサイトの緊急時対応に当たる民間企業従業員や公務員（実動組織の職員を除く）の平時の研修等の在り方
- ・ オフサイトの緊急時対応に当たる民間企業従業員・公務員（実動組織の職員を除く）の緊急時の適切な防護措置や被ばく線量管理、健康管理の在り方

を検討されていましたが、1月5日に示された報告書を見ますと、防災業務関係者の緊急時の被ばく線量管理の在り方について、

- ・ 東電福島事故の際、オフサイトで活動した警察・消防・自衛隊の方々のうち、今回分析とした方々の発災後初期の外部被ばく線量については、1mSv未達が6割、2mSv未達が8割を占めた。避難者の誘導や移送などの業務についても、このような被ばく線量の範囲で行える部分が多くあるものと考えられる
- ・ 今回の分析により、事前の作業計画による作業の工程管理や作業者の被ばく線量管理を行うことで、防災業務関係者の被ばく線量を一定程度低減できる可能性が示唆された
- ・ 実施要請機関が、当該民間事業者に対して緊急事態応急対策の実施の要請を行う場合には、国の取りまとめる緊急時モニタリングの結果及び業務実施の計画に基づき、当該業務の実施による追加的な被ばく線量の予測を行い、それがあらかじめ民間事業者と実施要請機関が取り決めた被ばく線量の管理の目安以内に収まることを確認することが必要

とされており、必ずしも「被ばく線量の上限を現行の年1ミリシーベルトから引き上げる」方針ではありません。

○ 原子力災害対策を実施するに当たって、職員の安全確保は重要な事項の一つですので、取りまとめられた報告書の内容について国にもよく確認し、災害対策に活用したいと考えています。